

## 豊中市地域包括支援センター事業評価業務 委託事業者選定委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 豊中市が、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の46に基づき実施する地域包括支援センターの事業評価業務を委託するにあたり、適切かつ確実に遂行するに足りる能力を有する事業者を公募により選定するため、豊中市地域包括支援センター事業評価業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者の募集要項及び仕様書に関すること。
- (2) 事業者の選定に係る審査項目及び審査基準に関すること。
- (3) 事業者の審査及び選定に関すること。
- (4) 選定した事業者の取消し等に関すること。
- (5) その他事業者の選定に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 福祉部地域共生課長
- (2) 福祉部長寿社会政策課長
- (3) 福祉部長寿安心課長

2 委員長は、福祉部長寿安心課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員がその職務を代理する。

### (運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉部長寿安心課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年（2020年）6月19日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）6月27日から実施する。